

国土交通大臣

大畠 章宏 様

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び  
津波災害に関する緊急要望

平成 23 年 4 月 16 日

岩手県災害対策本部 本部長 達 増 拓 也  
岩 手 県 知 事

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする**平成23年東北地方太平洋沖地震**は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容が未だ判明していないなど、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっています。

また、家屋は流出、倒壊、焼失し、未だ電気、上下水道、交通・通信網などのライフラインが寸断されている地域が多数あるなど、県民の不安解消の見通しも立たないところです。

本県では、「岩手県災害対策本部」を設置し、国、関係市町村及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、全力を挙げて緊急対策に取り組んでいるところですが、今回の大地震災害は、都道府県や市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

については、国におかれましては、復旧対策、さらには復興対策まで全力を挙げて取り組まれるよう、強く要望いたします。

また、国が前面に立ち、復旧に当たっての基本方針に加え、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資などを盛り込んだ災害復旧対策特別措置法の制定とともに、下記の災害復旧対策等の税財政措置等を主体的に講じられますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

## 記

### 1 ライフラインの早期復旧

電気、ガス、上下水道等の生活の基盤となる公共公益設備や、道路、鉄道、港湾等の交通網、電話やインターネット等の通信設備等のライフラインが県内各所で寸断され、被災者の生活の再建等に支障を来していることから、早期復旧に向けて強力で支援を行うこと。

### 2 応急仮設住宅の供給促進

被災者の一刻も早い生活再建のため、応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備を行うこと。

また、応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置を講じること。

### **3 災害廃棄物（がれき）の早期処理**

被災地が広範囲かつ壊滅的な状況であることから、道路、市街地や湾内などのがれき等の災害廃棄物の早期処理と当該費用に全面的な財政措置を講じること。

### **4 公共土木施設等の早期復旧**

道路や河川、海岸、港湾等の公共土木施設等の早期復旧に向けて、国庫補助・負担率の引上げや、地方負担に係る全額交付税措置など、国の全面的な財政措置を講じるとともに、災害復旧事業の対象条件の緩和、事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うこと。

### **5 復興事業としての社会資本整備等の促進**

被災地の早期復興に向けて、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道などの三陸沿岸地域を縦貫する道路及び東北横断自動車道釜石秋田線、地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道 106 号）などの内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路の整備を復興事業として位置づけ、早期に全線開通すること。

また、新たなまちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設について、早期に整備すること。

さらに、沿岸地域の雇用の中核的な担い手である拠点企業の経済活動を円滑に再開させることが喫緊の課題であることから、企業所有専用岸壁等の重要な施設の復旧にあたり、国において適切な支援を行うこと。

加えて、地域が進めるまちづくりをハード、ソフト両面で支援する新たな交付金整備など、復興に向けた総合的な制度を創設すること。

### **6 被災市町村に対する技術支援の強化**

庁舎の損壊や消失、職員の被災等により、行政体制や行政機能に支障が生じている市町村に対して、震災復興計画の策定や、復興住宅建設などの復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による技術支援の強化を図ること。

### **7 鉄道等公共交通の早期復旧等に対する全面的な支援**

壊滅的な被害を受けた三陸鉄道や J R 各線の早期復旧に向け、強力な支援を行うとともに、経営基盤が極めて脆弱な三陸鉄道(株)に対し、手厚い経営支援を講じること。

また、被災地域内を運行するバス事業者の維持運営に対する支援等を行うこと。

## 【具体的事項】

- 1 応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備及び応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置
- 2 庁舎等の仮設建築物に対する制限の緩和に係る工事着手期限について、被災地の実態に合わせた延長等の見直し
- 3 被災地の避難所から県外の宿泊施設へ移送する際の宿泊施設の借り上げ、移送経費等に対する財政支援及びこれに係る災害救助法に基づく財政支援対象者の拡充
- 4 仮設住宅からの通学や学校の仮設校舎への通学に係る通学路の整備及び輸送手段の整備
- 5 避難所を土砂災害等の二次災害から守るための安全確保対策に対する支援措置
- 6 道路、市街地や湾内などの災害廃棄物（がれき）の除去・処分等に対する全面的な財政支援
- 7 災害復旧等の復興事業に対する補助率の引上げ及び地方負担に対する特別交付税、地方債による手厚い支援措置
- 8 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧等について、災害査定、設計変更等に係る事務手続きの簡素化、事業期間の延長、被害が甚大な市町村に対する災害申請事務の県代行制度の創設等
- 9 防波堤、防潮堤等の防災施設について、東北地方太平洋沖地震による津波等の規模を勘案した設計基準等の確立
- 10 高規格幹線道路、直轄国道、港湾等の早期復旧を図るとともに、県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設の早期復旧に対する支援の充実
- 11 ふ頭用地等起債事業による港湾施設の災害復旧について、公共土木施設等災害復旧国庫負担法並みの財政支援
- 12 災害復旧や復興事業に係る資材、燃料、機械の安定的な供給
- 13 地盤沈下等が生じた被災地に対する基本測量の早期実施及びレーザー測量図面等の提供
- 14 建設中の公共土木施設の被災に対する災害復旧事業の適用等の財政支援
- 15 下水道災害復旧事業債に対する交付税措置の拡充
- 16 建設工事請負契約書及び設計業務等委託契約書に基づき請負者又は受注者から請求される不可抗力による損害の費用に対する財政措置

- 17 被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設
  - ・地域が進めるまちづくりをハード、ソフト両面で支援する新たな交付金制度の創設
  - ・防災機能と都市・農山漁村が調和した新たなまちづくり制度の創設
  - ・被災により地盤沈下した土地の復旧復興に対する新たな制度の創設 等
- 18 被災した市町村に対する社会資本整備総合交付金等の交付率の引上げを含む、被災地の早期復興に向けた社会資本整備費の重点投資
- 19 復興事業としての社会資本整備の促進
  - ・三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道などの三陸沿岸地域を縦貫する道路の全線開通
  - ・東北横断自動車道釜石秋田線、地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道 106 号）などの内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路の全線開通と地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道 106 号）の国による管理
  - ・湾口防波堤、防潮堤等の防災施設の整備
- 20 沿岸地域の拠点企業が所有する専用岸壁等の重要な施設の復旧に対する国の適切な支援
- 21 被災市町村の震災復興計画の策定や、復興住宅建設などの復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による支援の強化
- 22 被災市街地復興特別措置法について、都市計画区域外への適用、被災状況に応じた建築制限の期間の延長等の見直し
- 23 復興事業に係る開発行為の許可手続きの緩和措置等
- 24 壊滅状態となった施行中の土地区画整理事業について、事業収束に向けた手続きの簡素化等の措置
- 25 防災集団移転促進事業の採択要件の緩和及び補助率の引上げ
- 26 被災した宅地（擁壁の崩壊、宅地地盤の沈下・崩壊、土壌汚染等）の復旧を早急に行うための支援制度の創設
- 27 仙台空港や東北新幹線が全面復旧していないことを踏まえ、東北の拠点空港として、いわて花巻空港から東京（羽田）便、名古屋便、福岡便、国際便などの運航を推進するための環境整備
- 28 物流等の経済的負担を軽減し、早期復興を県内外から支援するため、被災地を往来する車両の高速道路料金の無料化
- 29 鉄道の早期復旧（三陸鉄道、JR 各線等の復旧支援と三陸鉄道に対する経営支援）
- 30 バス交通維持運営確保（幹線バス交通（沿岸と内陸部等を結ぶ路線及び国道 45 号の路線）や被災地域内のバス交通に係る維持運営経費支援並びに被災施設・車両の復旧支援）